

船舶事故等調査報告書

平成23年3月31日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第101号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年6月28日 04時50分ごろ	
発生場所	三重県志摩市麦埼灯台から真方位065° 1,400m付近 (概位 北緯34° 15.1′ 東経136° 51.7′)	
事故等調査の経過	平成22年6月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 ^{かつたま}勝珠丸、1.76トン ME3-50208（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>B 漁船 ^{よしほう}第三吉宝丸、1.40トン ME3-52363（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型船舶操縦士</p> <p>B 操縦者B、失効中（旧四級小型船舶操縦士）</p>	
死傷者等	<p>A なし</p> <p>B 負傷 1人（操縦者B）</p>	
損傷	<p>A 右舷中央部に破損</p> <p>B 左舷船首部に擦過傷</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、船尾方を向き、かます引き釣り漁の仕掛けを出しながら、約2.5ノット（kn）の速力で東南東進中、B船は、操縦者Bが1人で乗り組み、船尾方を向き、同漁の仕掛けにかかった魚を引き揚げながら、約2knの速力で北東進中、平成22年6月28日04時50分ごろ、志摩市麦埼東北東方沖において、A船の右舷中央部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>操縦者Bは、衝突の衝撃で仰向けに倒れ、左頭部を主機操作レバーで打撲して切傷を負ったが、自力で志摩市片田漁港に入港し、病院で治療を受けた。</p> <p>A船は自力で帰港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1m</p> <p>特記事項：事故発生当日の日出時刻は、04時42分であった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、麦埼東北東方沖において、かます引き釣り漁の仕掛けを出しながら東南東進中、船長Aが、見張りを行っていなかったため、B船の存在に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、魚を引き揚げながら北東進中、操縦者Bが、見張りを行っていなかったため、A船の存</p>

	在に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、麦埼東北東方沖において、A船が東南東進中、B船が北東進中、両船が見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。